

年金受給者限定 すこやか



JA東京みどり キャラクター
みーどりん

金利適用
期間

令和5年4月3日月▶

令和6年3月29日金



すこやか定期貯金

店頭表示金利

+ 年 0.02%

- ご利用限度額／1,000万円以下
 - 期間／1年(証書式・非自動継続)
 - スーパー定期
- ※特別配当金の対象になります。

すこやか定期積金

店頭表示利回り

2年以上
4年未満 **+ 年 0.05%**

4年以上
5年まで **+ 年 0.10%**

- 掛金／1万円以上
- 期間／2年(24回)以上～5年(60回)以下
- 払込方法／口座振替

※取扱期間中の金利情勢等諸事情により、取扱の中止・金利の見直しをする場合がございます。

おトクな上乗せ金利で
お預かりいたします!

当JAで公的年金をお受取りの方、または当JAにお受取り口座をご指定いただいた方は、定期貯金・定期積金についておトクな上乗せ金利でお預かりいたします!

商品概要説明書

すこやか定期貯金

(令和5年4月3日現在)

1. 商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金<単利型> 愛称：すこやか定期貯金
2. 取扱期間	・令和5年4月3日(月)～令和6年3月29日(金)
3. ご利用いただける方	・以下の条件のいずれかを満たす個人に限定します。 ○当組合で公的年金振込の受取を既に開始している方 ○当組合で公的年金振込を新たに開始される方 ○公的年金振込の受取指定を当組合に変更される方 ※公的年金とは、国民年金・厚生年金・共済組合年金または農業者年金をいいます。 ※この貯金は公的年金の受取りをされているお客さま名義に限ります。
4. 期 間	・定型方式 1年(非自動継続)
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入・証書式 ・1人総額1000万円を限度 ・1円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率(スーパー定期貯金の店頭表示利率に年0.02%を上乗せした利率)を満期日まで適用します。 ・ただし、預入期間を通じて公的年金の受取指定が継続されない場合は、証書記載の利率にかかわらず、預入日当日の1年ものスーパー定期貯金の店頭表示利率を、通知することなく預入日にさかのぼって適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ・6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・6か月以上1年未満 約定利率×50%
11. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

12. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または本店信用共済部（電話： 0 4 2－5 3 5－1 0 6 1）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話： 0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して直接解決を図りたい場合は、次の弁護士会を利用することができます。 <table><tr><th>名 称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
13. その他参考となる 事項	・特別配当金の対象になります。 ・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ 東京みどり

商品概要説明書

すこやか定期積金

(令和5年4月3日現在)

1. 商品名 (愛称)	・定期積金＜定額式＞ 愛称：すこやか定期積金
2. 取扱期間	・令和5年4月3日（月）～令和6年3月29日（金）
3. ご利用いただける方	・以下の条件のいずれかを満たす個人に限定します。 ○当組合で公的年金振込の受取を既に開始している方 ○当組合で公的年金振込を新たに開始される方 ○公的年金振込の受取指定を当組合に変更される方 ※公的年金とは、国民年金・厚生年金・共済組合年金または農業者年金をいいます。 ※この貯金は公的年金の受取りをされているお客さま名義に限ります。
4. 期 間	・2年以上5年以下
5. 預入方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割払込 ・普通貯金等（契約者口座）からの自動振替による払込に限らせていただきます。 ・1回当たり10,000円以上 ・1円単位
6. 払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・2年以上4年未満の契約期間で当初契約時の店頭表示に0.05%上乗せした年利回りを、4年以上5年までの契約期間で当初契約時の店頭表示に0.1%上乗せした年利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算 ・20.315% (国税15.315%、地方税5%)※の分離課税 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
8. 手 数 料	－
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 当初契約時の年利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

1 1 . 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または本店信用共済部（電話： 0 4 2－5 3 5－1 0 6 1）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、 J A バンク相談所（電話： 0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して直接解決を図りたい場合は、次の弁護士会を利用することができます。 <table><tr><th>名 称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
1 2 . その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定年利回り（年 3 6 5 日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・掛金を先払いするお取扱いはできません。																

詳しくは窓口にお問い合わせください。